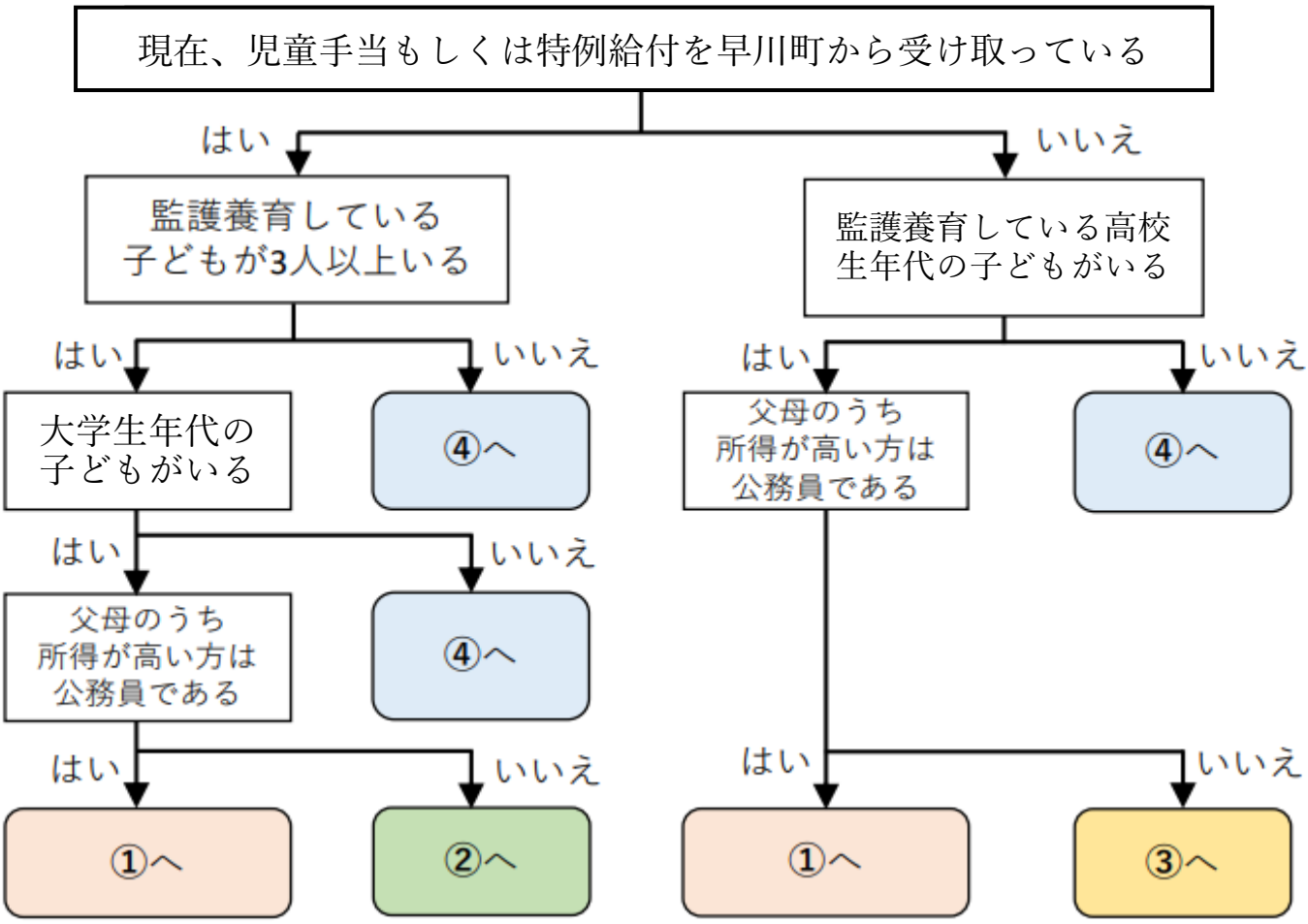

① 公務員の方の児童手当は、勤務先から支給されます。
手続きについて勤務先へ確認してください。

② 「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。
※内容に疑義が生じた場合には、証明書類の提出を求めることがあります。

③ 「児童手当認定請求書」の提出が必要です。
〈添付書類〉
振込先が分かるものの写し・請求者の健康保険証の写し
※ 大学生相当の子どもを養育しており、子どもが３名以上いる場合は、②の書類も提出してください。

④ 手続きは必要ありません。

注意事項
※ 新規認定請求書を提出する方は、父母のうち所得が高い方が申請して下さい
※ 父母と子が別世帯で、父母が早川町にいない場合
⇒ 父母の住民票の住所地にある市町村区窓口へ申請してください
※ 父母と子が別世帯で、父母が早川町にいる場合
⇒ 必要書類を早川町役場 福祉保健課からお受け取り下さい